

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 第1条～第4章 第12条（略）

第1章 第1条～第4章 第12条（略）

（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）

第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により I P通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、第26条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）

第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当社所定の方法により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の提出をもって代えることができます。

3 当社は、前項の規定により I P通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、第26条（利用停止）第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

<p>(5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 48 条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記 6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。</p> <p>(8) 前 7 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p>(9) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第38条（債権の譲受）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p>	<p>(5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第 48 条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記 6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。</p> <p>(8) 前 7 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。</p> <p>(9) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第38条（債権の譲受）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p>
<p>第4章 第14条～別記（略）</p>	<p>第4章 第14条～別記（略）</p>
	<p><a href="#">附 則（令和 5 年 6 月 8 日 レバN第009600000666-01号）</a></p>
	<p><a href="#">（実施期日）</a></p>
	<p><a href="#">この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。</a></p>